税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

離婚に関連するおもな手続き

市民センターに○があるものは、
各市民センターでも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口 担当課	市民センター	該当	受付済
住所戸籍	住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居）	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください	市民課 （１Ｆ） 0968-43-1169	○		
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届					
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード				
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります					
		新しい姓で印鑑登録される方 ※原則本人申請です	・登録する印鑑 ・印鑑登録証 ・顔写真付き公的身分証明書 (免許証等)				
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の２の届）	※担当課へご相談ください				
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※担当課へご相談ください				
保険年金	国民健康保険に加入中で、姓などに変更がある方			国保年金課 （１Ｆ） 0968-43-1527	○		
	→70 歳から 74 歳までの方	新しい国民健康保険資格確認書の交付	変更前の国民健康保険資格確認書				
	姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付（後日郵送）	変更前の後期高齢者医療資格確認書				
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方 資格喪失日より１４日以内	国民健康保険の加入（後日郵送）	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書				
		国民年金の加入 （20 歳から 60 歳未満）					
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など				
	姓が変わる方で 75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付(後日郵送)	変更前の後期高齢者医療資格確認書				
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出					
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 （0 歳～高校生年代）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・振込先口座の通帳（請求者名義） ・請求者の健康保険証 （3 歳未満の子供がいる場合のみ） ※必要なものがそろっていなくても窓口へお立ち寄りください	子ども課 （１Ｆ） 0968-43-1514	○		
	子ども医療費受給者証をお持ちで、主たる生計維持者が変わる方（0 歳～高校生年代）	子ども医療費助成の受給者の変更	・子ども医療費受給者証 ・子どもの健康保険の資格がわかるもの				
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※担当課へご相談ください		○		
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など					
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※担当課へご相談ください				
		ひとり親家庭等医療費助成の申請	※担当課へご相談ください				
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※申請書は学校にあります 必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください	学校教育課 （４Ｆ） 0968-43-1638			
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※担当課へご相談ください	福祉課 （１Ｆ） 0968-43-0052	○		
高齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 （65 歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名・住所変更 （保険証は後日郵送）	・介護保険証 ・介護負担限度額認定証 ・介護負担割合証	長寿支援課 （１Ｆ） 0968-43-1180	○		
	姓が変わる方で各種認定証の変更	各種認定証の変更	・負担割合証・負担限度額認定証	福祉課 （１Ｆ） 0968-43-0052			
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		○		

税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方 世帯員の増減がある方	使用開始・中止・変更の届出	※右記へお問い合わせください	水道局お客様サービスセンター （山鹿市古閑 77） 0968-43-1161	○		
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・キャッシュカード、暗証番号	税務課 （１Ｆ） 0968-43-1121			

その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に入居・同居を希望する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の入居・同居の相談	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です。 担当課へご相談ください	都市整備課 （２Ｆ） 0968-43-1591			

山鹿市役所

本庁
〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3
鹿北市民センター
〒861-0692　熊本県山鹿市鹿北町四丁 1612 番地
菊鹿市民センター
〒861-0406　熊本県山鹿市菊鹿町下内田 713 番地
鹿本市民センター
〒861-0392　熊本県山鹿市鹿本町来民 686 番地 1
鹿央市民センター
〒861-0565　熊本県山鹿市鹿央町合里 158 番地 1

オンライン申請はこちら

受付時間　あさ　**9**時**00**分　～　夕方**4**時**00**分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

各市民センターでも各種手続きができますが、一部受付していないものもあります。
内側の表でご確認ください。

手続きチェックシート

離婚される方へ

«届出に必要なもの»

① 離婚届書

② 裁判離婚の場合は、次の書類が必要です。

※調定・和解が成立した日または判決・審判が確定した日から 10 日以内に届け出てください。

・調停離婚の場合…調停調書の謄本

・審判離婚の場合…審判書の謄本、確定証明書

・和解離婚の場合…和解調書の謄本

・認諾離婚の場合…認諾証書の謄本

・判決離婚の場合…判決書の謄本、確定証明書

※戸籍の記載について
- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地がどちらも山鹿市の場合でおおむね１週間かかります。
- 本籍地が山鹿市で他の市町村に届け出た場合、戸籍の記載に 10 日から２週間ほどかかることがあります。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

・資格確認書　　・年金手帳※
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。